

口腔機能維持管理加算について

口腔機能維持管理加算算定のための要件 （一人当たり30単位/月）

- 1 介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設であって、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が当該施設の介護職員に対して、入所者の口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回行っていること。
- 2 当該施設において、入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されており、1に掲げる歯科医師又は歯科衛生士がその計画の作成にあたり助言及び指導を行っていること。

算定要件の詳細

「口腔ケアに係る技術的助言及び指導」とは、当該施設における入所者の口腔内状態の評価方法、適切な口腔ケアの手技、口腔ケアに必要な物品整備の留意点、口腔ケアに伴うリスク管理、その他当該施設において日常的な口腔ケアの実施にあたり必要と思われる事項のうち、いずれかに係る技術的助言及び指導のことをいうのであって、個々の入所者の口腔ケア計画をいうものではない。

「入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画」では、以下の事項を記載すること。

- イ 当該施設において入所者の口腔ケアを推進するための課題
- ロ 当該施設における目標
- ハ 具体的方策
- ニ 留意事項
- ホ 当該施設と歯科医療機関との連携の状況
- ヘ 歯科医師の指示内容の要点
- ト その他必要と思われる事項

医療保険において歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導料が算定された日の属する月であっても口腔機能維持管理加算を算定できるが、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導又は入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画に関する技術的助言及び指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯におこなうこと。

〈資料 1-①〉

施設口腔ケア・マネジメント計画書①

策定日 平成 年 月 日

作成者

指導 歯科医師・歯科衛生士

| | | |
|---------------------------------------|-------------------|------|
| 当施設における 入所者の口腔ケア を推進するための 課題 | | |
| 当施設における 口腔ケアの 実施目標 | | |
| 口腔ケアを 推進するための 具体的方策 | | 留意事項 |
| 歯科医療機関との 連携状況 | | |
| | 提携歯科医療機関 緊急連絡先 | 担当者 |
| 指示内容の要点 | | |
| その他 | | |

〈資料 1-②〉

施設口腔ケア・マネジメント計画書②

施設名 _____

記載者 _____

1. 当施設における入所者の口腔ケアを推進するための課題
2. 当施設における口腔ケアの実施目標
3. 口腔ケアを推進するための具体的方策
4. 留意事項
5. 歯科医療機関との連携状況
6. その他必要と思われる事項

歯科医師の指示内容の要点

平成 年 月 日

〈資料2〉

平成 年 月 日

口腔機能維持管理にかかわる助言内容

歯科医師 ・ 歯科衛生士

施設名

- 口腔内状態の評価方法
- 適切な口腔ケアの手技
- 口腔ケアに必要な物品整備の留意点
- 口腔ケアに伴うリスク管理
- 施設における日常的な口腔ケアの実施にあたり必要と思われる事項

施設口腔ケア・マネジメント計画書②

施設名 _____

記載者 _____

1. 当施設における入所者の口腔ケアを推進するための課題

口腔ケアリーダーの未設置。ケアプラン策定の統一化ができていない。

2. 当施設における口腔ケアの実施目標

利用者のリスクに応じた口腔ケアプランを作成し、実施する。

3. 口腔ケアを推進するための具体的方策

口腔ケアに関するアセスメントの実施と、歯科衛生士との連携。

4. 留意事項

口腔ケアに関するリスクが高い利用者に対しては、医師、歯科医師と連携を取ることとする。

5. 歯科医療機関との連携状況

口腔内に問題があると考えられた時には A 歯科医院に看護課を通じて連絡をする。往診治療時に、当施設スタッフが常に立ち会うようにし、治療後の留意事項等を確実に施設内に伝達する。

6. その他必要と思われる事項

将来予定されている施設改装時に合わせて、口腔ケアに適した水周りへの変更を検討する。

歯科医師の指示内容の要点

○×歯科衛生士は、×▽歯科医師より、口腔ケアの際の誤嚥の防止方法について助言を行うように、指示を受けた。

口腔機能維持管理にかかわる助言内容

歯科医師 ・ 歯科衛生士

施設名

- 口腔内状態の評価方法
- 適切な口腔ケアの手技
- 口腔ケアに必要な物品整備の留意点
- 口腔ケアに伴うリスク管理
- 施設における日常的な口腔ケアの実施にあたり必要と思われる事項

頸部の過伸展（首が後ろに反ってしまい、顎が上がっている状態）を示している人が見受けられます。こんな人に、口腔ケアを実施しようとする、さらに顎が上がってしまい、誤嚥のリスクがあります。顎をしっかり引くことができる体勢での口腔ケアが必要です。

たとえば、利用者の後ろ側に回り、介助者のお腹で首が上がらないように抑えつつ上から覗き込むように口腔ケアをする、背もたれの高い車いすや壁などを利用する、枕などを利用するなど工夫が必要です。